

SPC JINJIKEN NEWS



未払い賃金請求の時効期間延長について議論開始 厚労省検討会(12月27日)

厚生労働省の有識者検討会は、未払い賃金の請求権の時効延長に向けて議

論を開始した。現行の労働基準法では、労働者は過去2年分の未払い賃金を会社に請求することができるが、民法改正に合わせて最長5年まで延長するかが焦点となっている。検討会では法改正に向けて議論し、2019年に法案を国会に提出。2020年にも適用する考え。

[関連リンク]

第1回 賃金等請求権の消滅時効の在り方に関する検討会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000189823.html>

非正規労働者に国家資格の訓練 年間2万人超対象 (1月6日)

厚生労働省は、年間2万人超の非正規労働者を対象に、国家資格を取得させる事業に乗り出す方針を明らかにした。これまでは短期訓練が中心だったが、2018年度からは1～2年かけて学ぶ長期訓練コースの内容を、栄養士や建築士、高度なIT(情報技術)系の国家資格などにも広げる。ハローワークに求職登録している者などを対象に、無償で能力を身につけてもらい、所得水準を引き上げることを目指す。

従業員1人当たりの賃金 4年連続増の見通し (1月9日)

厚生労働省が11月の「毎月勤労統計調査」の結果を発表し、2017年11月の従業員1人当たりの現金給与総額が278,173円(前年同月比0.9%増)となったことがわかった。2017年1月から11月(速報値)までのうち9カ月で前年を上回ることから、4年連続で前年比プラスとなる見通し。

労働基準監督官 人手不足対応でOBを雇用へ (1月10日)

厚生労働省は、違法残業などの監督指導を強化するため、2018年度から労働基準監督官のOBを非常勤職員として雇う考えを示した。監督官の人手不足に対応するもので、約50人の採用を予定している。

外国人技能実習生の労災による死亡 3年で22人 (1月14日)

厚生労働省は、労災による死亡認定がなされた外国人技能実習生は、2014年～2016年度の3年間で計22人(うち、過労死は1人)に上ったと発表した。政府の統計で実習生の労災死の実態が明らかになったのは初めて。

12月時点の大卒内定率 過去最高の86%に (1月17日)

厚生労働省と文部科学省は、今春卒業予定の大学生の就職内定率が、昨年12月1日時点で86%(前年同期比1ポイント増)となったと発表した。7年連続の上昇で、調査を始めた1996年以降で最高となった。

「フリーランス」を独禁法で保護へ 公取委方針 (1月18日)

公正取引委員会は、企業などから個人で仕事を請け負う「フリーランス」の人を独占禁止法で保護する考えを明らかにした。仕事を発注する側の企業が、ライバル会社から仕事を請け負わないように義務を課すなど不当な要求をすることなどを法律で禁止する。2月にも問題となり得る事例をとりまとめ、企業に是正を促す。

年金受給開始年齢「70歳超」も選択可能に 政府案 (1月18日)

政府が「高齢社会対策大綱案」を示し、公的年金の受給開始年齢について、受給者の選択により70歳超に先送りできる制度の検討を盛り込んだことがわかった。厚生労働省が制度設計を進めたいうえで2020年中の法整備を目指す考え。

40歳以上の転職では賃金減 (1月21日)

内閣府が公表した「日本経済2017—2018」(ミニ白書)によると、2004年から2016年にわたり40歳以上の転職では賃金が常に減少していることがわかった。29歳以下ではほぼ全期間で賃金が増えており、白書では年齢が転職後の賃金上昇率を大きく左右していると指摘している。2016年の転職者数は7年ぶりに300万人を超え、306万人となっている。

テレワークの情報漏洩に備える保険を発売へ 東京海上と日本マイクロソフト (1月22日)

東京海上日動火災保険と日本マイクロソフトが、テレワークで情報漏洩したときの損害保険を2月に発売する。パソコン用OS「ウィンドウズ10」の搭載端末に保険をつけ、テレワークでパソコンがウイルス感染して顧客情報が流出したり、端末経由の攻撃で社内システム

が故障したりしたときの損害や、端末の紛失を補償する。

保険金は1台あたり最大で300万～500万円で、補償範囲はテレワーク中に発生した損害に限定。全社的な情報漏洩など巨額の損失には従来型のサイバー保険で対応する。

同一労働同一賃金・残業規制、中小への適用延期へ (1月25日)

厚生労働省は、今国会に提出予定の働き方改革関連法案で、中小企業に適用する時期を、時間外労働時間の上限規制は2020年度から、「同一労働同一賃金」は2021年度からと、1年延期する方針を固めた。高度プロフェッショナル制度については、従来通り2019年度。法案の審議入りが予算成立後の4月以降となる見通しで、施行までに必要となる労使協定や就業規則、人事・賃金制度の見直し等の準備期間が十分に確保できないため。

日中の社会保障協定 実質合意へ (1月25日)

日中両政府は、派遣駐在員の年金保険料二重払いを解消する社会保障協定につき、今月中に実質合意し、年内に署名する見通し。勤務期間が(1)5年未満の場合は派遣元国のみ加入し、(2)5年超の場合は派遣先国のみ加入することで一致した。ただし、受給資格期間が日本は10年、中国は15年で、勤務期間5年超の駐在員が受給資格期間より短い期間の滞在で帰国する場合は協定発効後も掛捨てとなるため、駐在員が希望すれば二重払いも可能とする。医療保険については、協定発効後に取扱いを検討する。



トピックス●労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています

平成29年の職業安定法の改正（平成30年1月施行分）により、労働者の募集や求人申込みの制度が変更されています。具体的には、次のような変更が実施されました。

-----労働者の募集や求人申込みの制度が変更の概要（平成30年1月～）-----

●企業が、ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う際、当初明示した労働条件が変更される場合についても、変更内容の明示を義務付け

時点	必要な明示
ハローワーク等への求人申込み、自社HPでの募集、求人広告の掲載等を行う際	求人票や募集要項等において、労働条件（詳細は次ページ）を明示することが必要



労働条件に変更があった場合、その確定後、可能な限り速やかに	当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示しなければならない← 今回の改正で新設 ○面接等の過程で労働条件に変更があった場合、速やかに求職者に知らせるよう配慮が必要です。
-------------------------------	--



労働契約締結時	労働基準法に基づき、労働条件通知書等により労働条件を通知することが必要
---------	-------------------------------------

●求職者等に明示すべき事項について、次の★の事項を追加

記載が必要な項目	記載例
業務内容	一般事務
契約期間	期間の定めなし
試用期間	試用期間あり（3か月） ★
就業場所	本社（●県●市●一●） 又は △支社（△県△市△一△）
就業時間／休憩時間／休日 時間外労働	就業時間 9:00～18:00／休憩時間 12:00～13:00／休日 土日祝日 あり（月平均20時間）
	裁量労働制を採用している場合は、以下のような記載が必要 ★ 例）企画業務型裁量労働制により、○時間働いたものとみなす
賃金	月給20万円（ただし、試用期間中は月給19万円）
	いわゆる「固定残業代」を採用する場合は、以下のような記載が必要 ★ ① 基本給××円（②の手当を除く額） ② 固定残業手当（時間外労働の有無に関わらず、●時間分の時間外手当として△△円を支給） ③ ●時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
加入保険	雇用保険、労災保険、厚生年金、健康保険
募集者の氏名又は名称	〇〇株式会社 ★
（派遣労働者として雇用する場合）	雇用形態：派遣労働者 ★

☆ このような変更が行われていますので、人材募集の際にはくれぐれもご注意ください。

トピックス●平成30年度税制改正大綱を決定 所得税改革は高所得者を増税へ

自由民主党と公明党の両党は、平成29年12月中旬、「平成30年度税制改正大綱」を決定しました。主要な項目は次のとおりです。

----- 平成30年度税制改正大綱の概要 -----

<個人所得税関係>

- 給与所得控除、公的年金等控除を一律10万円引き下げ、基礎控除を10万円引き上げ
〔平成32(2020)年分の所得税から適用〕
- 給与所得控除の上限を年収850万円超で195万円に引き下げ
〔平成32年分の所得税から適用〕

<法人税関係>

- 賃上げ・投資を行った企業を対象に法人税減税(所得拡大促進税制を改組し、賃上げ・投資を行った企業を対象に、賃上げ額について税額控除ができる制度とする)
〔平成30年度～32年度の間に行ったものが対象〕

<その他>

- 国際観光旅客税(出国税)を創設〔平成31年1月～〕
- たばこ税を段階的に引き上げ〔平成30年10月～〕
- 中小企業の事業承継税制を抜本拡充〔平成30年4月～〕

また、電子化関係では、年末調整の電子化〔平成32年10月～〕、大企業の法人税などの電子申告の義務化〔平成32年度～〕などが盛り込まれています。

<焦点だった所得税改革は・・・>

- ・全納税者に適用する基礎控除を現在の38万円から10万円増やし、その一方で、会社員向けの給与所得控除を一律10万円減額し、控除額の上限も220万円から195万円に引き下げる。
- ・その結果、年収850万円を超える会社員は増税となるが、22歳以下の子どもや介護が必要な家族がいる会社員は増税の対象外とする。
といったところで決着しました。

☆ 今後、この大綱に沿って、税制の改正法案が作成され、国会での審議を経て、改正が実現していくこととなります。

ここで紹介した個人所得税関係の改正は、平成32年分の所得税から実施される予定ですが、その前年の平成31年10月からは消費税の増税(8%→10%)も予定されています。給与所得者などにとっては、厳しい増税が続くこととなります。

企業としては、法人税の優遇措置などの趣旨を汲み取って、社員の給与を引き上げる努力をしていく必要があります。